

# 琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の  
戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書  
No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868</a>



69

日米安全保障新条約案骨子

四月九日開議

第一条（国際平和維持）

（同上）  
大庭龍明用

両締約国は国連憲章の原則に従い国際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背する様な武力の行使又はその脅威を行はないことをとし、更に国連の機能強化に協力する。

第二条（政治的経済的協力）

両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好關係の強化に努め、更に經濟的協力關係の緊密化に努力するとととする。

第三条（防衛協力）

両締約国は個々に及び相互に協力して、継続的且つ効果的な

極秘

自助及び相互援助により、武力攻撃を排除するための能力を維持し且発展させることとする。

第四条（協議）

両締約国は、条約の実施に關し、又極東の平和と安全が脅かされていると認める場合は、隨時協議することとする。

第五条（援助義務）

両締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自國の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の手続に従つて行動することとする。かくして執られた措置は、安全保障理事会が適當な措置を執つたと者は終止される。

第十六条（施設区域使用）

日本国の安全並びに極東の平和と安全に寄与するため、合衆国軍隊は日本にある施設及区域を使用することが出来ることとする。施設及区域の使用の細目並びに日本における米軍の地位は別にこれを定めるものとする。

第十七条（国連憲章との関係）

本条約の規定は国連憲章に基く締約国之權利義務乃至国連自体の責任には影響しないことを明らかにする。

第十八条（憲法との関係）

本条約の規定は、締約国に対してその憲法に反する義務を課するものではないことを明らかにする。

第十九条（批准）

批注項を置く。

第二十条（安保条約との関係）

本条約が発効すれば現行安保条約は消滅する。

第二十一条（期限）

十年経過後は一年の予告で廢棄し得る形とする。

附属交換公文

日本に在る米軍の装備の重要な変更（核兵器）を行ひ場合、並びに日本外の戦闘行為のため日本の施設区域を作戦行動の基地として使用する場合は、日本政府と事前に協議する。